

## 平成 28 年 9 月八戸市教育委員会定例会会議録

開催日時 平成 28 年 9 月 30 日(金) 午後 1 時 30 分

場 所 市庁本館 3 階 議会第 1 委員会室

教育委員職氏名	教育委員長	大 庭	文 武
	教育委員長職務代行者	武 輪	節 子
	教育委員	築 瀬	眞知雄
	教育委員	油 川	育 子
	教育長	伊 藤	博 章

事務局員職氏名	教育部長	佐 藤	浩 志
	教育部次長兼教育総務課長	野 田	祐 子
	教育部次長	齋 藤	信 哉
	図書館長	藤 田	俊 雄
	学校教育課長	小笠原	徹
	教育指導課	木 村	一 夫
	社会教育課長	田 中	勉
	是川縄文館副館長	清 川	定 吉
	総合教育センター所長	原	寿
	博物館館長	古 里	淳
	学校教育課参事	茨 島	隆
	西地区給食センター所長	川 口	晃 司

## 開 会

(大庭委員長)

定刻となりましたので、平成 28 年 9 月教育委員会定例会を開会します。

本日の議事録署名は、武輪委員さんを指定します。

それでは教育長から、主な会議・行事等について、説明をお願いします。

## 主な会議・行事等

(伊藤教育長 資料に基づき説明)

(大庭委員長)

ただいまの報告につきまして、ご質問などありましたらお願いします。

[質疑なし]

(大庭委員長)

これより議事に入ります。本日提出されております議案を審議します。

はじめに、議案第 57 号「八戸市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱及び任命について」事務局から説明をお願いします。

## 議案第 57 号 八戸市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱及び任命について

(齋藤 教育部次長 資料に基づき説明)

(大庭委員長)

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問などがありましたらお願いします。

[質疑なし]

(大庭委員長)

それでは、議案第 57 号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なし]

(大庭委員長)

ご異議がありませんので、議案第 57 号を原案のとおり決定します。

次に、議案第 58 号「八戸市総合教育センター運営協議会委員の委嘱について」事務局から説明をお願いします。

## 議案第 58 号 八戸市総合教育センター運営協議会委員の委嘱について

(齋藤 教育部次長 資料に基づき説明)

(大庭委員長)

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問などがありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

(大庭委員長)

それでは、議案第 58 号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

(大庭委員長)

ご異議がありませんので、議案第 58 号を原案のとおり決定します。

次に、報告事項に参ります。初めに「平成 28 年 9 月八戸市議会定例会一般質問事項について」は、事前に資料が配付されておりますので、委員の皆さんから質問がありましたらお願いいたします。

### 【平成 28 年 9 月八戸市議会定例会一般質問事項について (質疑応答)】

(築瀬委員)

6 ページの公民館職員の待遇についてです。3 つ目の丸のところに、今年度から時間外勤務手当を予算措置し、勤務振替で対応できない場合は手当を支給することとしているという答弁があります。予算措置の規模というものは目安としてどれくらいで、一人当たりや、1 館当たりなど、そういった基準があるものなのでしょうか。

それと、この勤務振替で対応できない場合というものは、どんな場合を想定して時間外勤務を命令して手当を支給する仕組みになっているのでしょうか。差し支えの無い範囲で構いませんので、教えていただければと思います。

(田中 社会教育課長)

まず 2 つ目の勤務振替で対応できない場合は、基本的には運動会などにご案内いただいたときなど、2 時間を目安として勤務を認めております。2 時間程度あれば振り替えていただけたときは振り替えていただく。ただし、行事が何回も重なりますと、勤務振替だけでは対応できなく、振替えると、2 日・3 日休まなければならないというときには、時間外を出すということにしております。また、震度 4 以上の場合は建物の確認ということになっておりますので、その場合は無条件に時間外として付けていただく。これまでは、そのような場合についても振替で対応していただいておりますが、無条件に付けていただくということにしております。

主事は準備や、地域の手伝いなど、作業する回数は少ないのですが、館長はご案内いただくことがかなり多いものですから、そういう場合には時間外で対応しておりました。予算措置額については、それぞれ 200 万円くらいずつ考えております。以上です。

(築瀬委員)

はい、わかりました。このことについては、公民館職員のために勤務条件を少しでも改善するというところで措置されていることなので、とてもありがたいことだと思います。資料に書いてあるように、適正に執行することも大事だと思いますし、それが現実的なのかどうか公民館職員の声を聞くことも大事だと思っています。それと同時に、逆に言えば、歯止めというものも必要になると思います。振替勤務や、時間外勤務については、各館から出たものをそのまま受理ということではなく、妥当なものかどうかチェックしないと、どこかの館に偏ったり、様々な問題が出てくるかと思うのです。地域住民から批判が出ないようなチェックも必要かと思しますので、そういったチェックも要望しておきたいと思っておりました。ありがとうございます。

もう1つですが、2つ目の丸のところに報酬について書いています。これも、なかなか私たちも含めて皆さん、現実的にはわからないでいるところだと思います。今回のように、答弁があると具体的にわかってくるのですが、一般事務臨時職員の賃金を参考にして、各館の職員の報酬を定めているということも、明らかになり、一般にはわからない部分が多いと思うのです。それで、この時間単価の設定額は「890円」ということですが、この時間単価というものは、いつ頃から続いているかということはわかりますか。

(田中 社会教育課長)

週の勤務時間の見直しをしたのが平成23年辺りでしたので、そこからは基本的に額は変わっておりません。それ以前は30時間以内で、ばらつきがあったものを3パターンに統一したと伺っております。以上です。

(築瀬委員)

はい、わかりました。私の思いとしては今少しお話があったように、時間外勤務手当という待遇改善というよりも基本的な部分の報酬というものを上げるということが待遇改善の一番いいことだと私は思います。これは要望などではありません。私の思いなのですが、前にもお話ししたように、公民館は前より業務が多くなっているわけです。地域コミュニティの中核としての業務というものが増え、それに伴って職員の方々の業務も当然増えていき、心労というものが多くなっていることも事実です。避難所開設も多くなり、避難所対応も非常に多くなっている昨今ですので、私の思いとしては基本報酬である時間単価をずっと据え置いているのであれば、待遇改善も考えるべきかといつも思っています。今年度は、青森県の最低賃金の時間単価が20円ほど上がっています。そういったことも含めながら、公民館の役割の重要性を考えていくことも大事かという感想を持っています。

(田中 社会教育課長)

先ほど申しました3パターンの時間に変更したときに、公民館を核とした地域づくりという業務も加わった見直し時間でしたので、それも配慮した時間数になっているかと思います。ニュース等でご存知だと思いますが、国の税制改正の関係で、旦那さんの扶養の範囲内ということもございまして、この金額になっていたかと思います。今、社会保険料の見直しや、配偶者特別控除の見直しなども入ってきますので、賃金の見直しも自ずと考えていかなければいけないのかと考えています。以上です。

(築瀬委員)

はい、わかりました。ありがとうございます。

(武輪委員)

私から2点お聞きしたいと思います。まず1点目ですが、スクールソーシャルワーカーについてお聞きしたいと思います。12ページ、13ページには、このスクールソーシャルワーカーを活用した相談体制についてということで説明がありました。また、いじめ防止対策についてということで、4ページの答弁内容の丸の4つ目のところにもスクールソーシャルワーカーの配置についてということで出ています。八戸市教育委員会としては、青少年グループでスクールカウンセラー活用事業というものが行われております。このスクールカウンセラーというものと、スクールソーシャルワーカーというものを、ここで改めてもう一度、具体的にそれぞれがどういうものなのかということを確認しておきたいと思います。

それから、そのスクールソーシャルワーカーについて、中核市移行に伴ってこれから配置を考えていくということも、具体的に現時点でのことをお聞きしたいと思っております。

(齋藤 教育部次長)

このスクールソーシャルワーカーについて、今の武輪委員からのご質問にお答えします。

まずは、現在八戸市の事業として、「心の教室相談員」、それから「少年相談センター」、これは教育委員会に1人配置してございます。そして、スクールカウンセラーというものは県の事業でありまして、県が委嘱した方々がそれぞれの学校に配置されている。いずれも機能としてはカウンセリングを中心とした相談体制になっております。ただ、カウンセリングと一言言っても、対象が子どもであったり、あるいは、一般の方も含んでいる。特に、心の教室相談員などは話を聞いたことを踏まえながら、例えば、不登校支援のために家庭訪問を行うなど、具体的な対策も講じています。

今回「スクールソーシャルワーカー」という言葉ができたのは、今までは県の教育委員会がそれぞれの事務所管内に委嘱して配置をしていた事業です。ただ、今回中核市へ伴って、その配置のための経費が中核市も補助対象となる。今までは県と政令指定都市が対象になっていたわけですが、中核市も対象になるということで、この制度を利用してもう一度市内の相談体制の見直しを図ろうといったことで検討をしているところでした。「心の教室相談員」や、「スクールカウンセラー」と「スクールソーシャルワーカー」はどこが違うのか、そこが一番の大きな課題で、そのためどこが違うのかと思っておられると思います。これは学校現場も同じです。一言で言うと、このスクールソーシャルワーカーは相談を受けたことについて、関係機関とコーディネートをしていくといった役割を持っています。つまり、もう少し具体的に言うと、子どものことについて何か相談を受けたら、これは児童相談所との連携が必要だということであれば、児童相談所のほうにコーディネートしていく。あるいは、当市で言うと、こども支援センターの窓口等にもつなげていく。そのような方向付けをしてくれるという部分が、これまでのカウンセリング機能を持った相談体制との大きな違いになります。そういったところを少し生かしながら、今般のいじめや、あるいは自殺事案等を踏まえて、具体的な手立てを講じていく必要があるということで、今回この相談体制の見直しを図ったということでございます。具体的なことについては、検討しているところでした。どういった形で配置していくのか、人数はどうするのか、それから、県が配置しているスクールカウンセラーとの関わりをどのようにしていくのか。さらにもう少し大きく考えれば、八戸市の相談体制としてどう

いう大枠の基でスクールソーシャルワーカーを位置付けしていくか。これは子ども支援センター相談窓口一本化というところとも関係してくる。今のこの機会に総合的に検討しようということでやっていました。以上です。

(武輪委員)

このことで確認したいと思います。12ページの答弁内容の最後の3つ目のところです。スクールソーシャルワーカーについては県ということですが、中核市として八戸市が独自でやった場合には、緊急の場合を要したときに、それぞれ相談するのに今の場合は手続きに時間が掛かるところが、その手続きにも時間が掛からずに、緊急の場合もすぐにソーシャルワーカーの方といろんなことができると考えてよろしいのですか。

(齋藤 教育部次長)

現在、三八教育事務所にはスクールソーシャルワーカーを3名配置しています。そして、学校の要請、あるいは保護者などの要請に応じて、派遣型の相談という形をとっています。その場合、いざというときになかなかニーズに合ったような相談体制がとれないであろうということで、さまざまなことが起きている状況を考えてときには、起きる以前の普段からの関わりの中でこのスクールソーシャルワーカーと学校、あるいは保護者等と一緒に考えていく。そういう関係をつくっていくことによって、いざなにか起きたときには即対応できるだろうという形です。あくまでも派遣型ではなくて、常駐してその中学校区なら中学校区で動いていく。そのような形をとればよいと考えております。

(武輪委員)

ありがとうございます。もう1点です。今のことにも関係していますが、夏休み明けに本県で発生した中学生の自殺事案というものは、本当に悲しい事件がまた起きてしまったと思うのです。このいじめの問題について市教委でもいろいろな手立てを考えながら行っているわけですが、13ページに少年相談センターのことが出ています。少年相談センターの活動として、広報紙「かがみ」を年3回発行しております。この「かがみ」を読んで参考になると思うことがいつも書いていただいているのですけれども、中学生に目を通してほしい、たくさんの保護者にもじっくり読んでほしいと思うのですが、もしかすると学校から配布されたときに読みにくい感じがして、見逃されがちではないかと思います。その「かがみ」について、もう少し手に取って読みたいと思うような雰囲気広報紙になってほしいという思いがありましたので、要望させていただきたいと思います。そこに何かしら、例えばいじめを受けている中学生がその「かがみ」を読んだことによって、少し光が見えるということもあると思うのです。この「かがみ」は私からすると少し手に取りにくいとか、読みにくいというイメージがあるので、考えていただきたいと思って提案させていただきたいと思います。

(木村 教育指導課長)

内容にもよりますけれども、まず現場の意見も聞きながら、読む側の立場になってやわらかくできるところはやわらかくし、きちんとやらなければならないところはやって、バランスをとりながら編集していきたいと思います。

(大庭委員長)

そのほかございませんか。

(油川委員)

今回の市議会では、教育委員会に対しての質問内容がとても多くて、大変ご尽力いただいたことと思います。深く感謝申し上げます。

私からは幼児教育について少し感想を述べさせていただきたいと思います。藤川議員の質問なさいました20ページに記載されている家庭教育支援条例の制定に関わることについて感想を述べさせていただきたいと思います。

家庭教育はあらゆる教育の出発点です。今月26日に八戸市教育センターにおいて講師にクロスロード・フォー・ソーシャルワーク社の所長をお招きして、愛着の脳の発達という演題でお話を伺いました。私はそれに参加をさせていただきましたけれども、乳幼児期の親の愛着がこもった育て方がその子の情緒的、肉体的、社会的、知的能力を築く基礎となるということの考え方をベースにして、そのことを根拠付ける事例も交えて、具体的な内容をお話してくださいました。とてもいいお話でした。これから親になる人たちにも聞かせてあげたいというような内容でした。これから親になる人のための支援もさらに充実させていく必要性を感じました。そして家庭教育支援条例の制定ということの検討を進めてもらいたいというご意見だったのですけれども、教育基本法では保護者が子どもの教育について第一義的責任を有すること。国や地方公共団体が家庭教育に努めるべきということが規定されています。総合教育会議というものが設置されて、本市における家庭教育支援条例の制定について今後検討していただきまして、そして新規事業というものにつながっていったらいいのではないかと思います。本日教育長のお話の中で、就学前の教育の重要性についてお話を頂戴したことは大変ありがたくて、私どもの励みにもなります。こういったことも視野に入れながら、社会全体で家庭教育を支援していく体制というものがさらに構築できたらと思っております。今回この質問の内容を読みまして、幼児教育の重要性というものを改めて考えさせられました。皆様、この質問内容に対しての答弁、大変な時間を要してつくられたかと思っておりますけれども、このことがまたいい八戸というものを育てていくと思えました。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

(齋藤 教育部次長)

いま油川委員からもお話があったことも含めて、今回の藤川議員からの質問の趣旨は、なかなか文字で見ると流れがわからない部分がありますので、あえて説明申し上げますと、今回藤川議員は子どもの貧困問題に視点を当てて、そしてそれを解消していくためにはどういった方法があるのだろうか、そのようなことを問いかけていただいたものです。さまざま統計資料を用いながら、いわゆる貧困問題、子どもが将来大人になったときにこの連鎖がずっと続いていくのではないかと。その1つの要因としては、いわゆる貧困の家庭にある子どもに不登校が多いこともあるのではないかと。これは統計資料の中に確かに出ています。そういったところはやはり家庭の教育力という部分のすごく大事であるということで、この2番目のところではその家庭の教育力を高めていくためにはどうしたらいいのか。今まではどうぞ来てくださいというような行政からの施策がほとんどだったのですけれども、いわゆる訪問型の支援策といった部分もあるのではないかと。そのためにはやはり市の家庭教育条例等の改正も必要であると。そして最後にここ

の結びの部分では、いわゆる先般開催された総合教育会議において、教育委員会だけではなくて市庁事務部局との連携ということもすごく大事ではないかと。さまざま施策をやっているのだけれども、その横の連携をさらに高めていくことによって、そういったいろいろ悩みや不安を抱えた家庭への施策がさらに充実していく。そういったことをお話いただきながら、実際に当教育委員会では総合教育会議のテーマとして挙げたわけですので大変よかった。でもこれが第一歩で、これからがまた大事なところですよということを最後にお話してご質問いただいた、そのような流れになっていました。もちろんいま油川委員からお話があったように幼児教育、いわゆる家庭教育の部分です。こういったところも本当に大事だということも改めて、議員のお話を聞きながら勉強させていただきました。そのような流れであったということだけをまず報告させていただきます。

(油川委員)

はい、ありがとうございます。今おっしゃったように貧困の連鎖を断つということを目指して、そして各課の連携を密にとるということで、総合教育会議は本当にいいテーマを出していただきました。これを一步にして、せつかくテーマで考える機会というものをいただきましたので、ここで終わらずに進んでいきたいと思います。ありがとうございました。

(大庭委員長)

私からちょっとしたところですけども、5ページで通学用リュックの使用上の課題についてという質問がありました。市内の各中学校では個人ロッカーを活用し、教材等を保管するように指導している。実際いま中学校ではどれくらいこの個人のロッカーというものは設置されているのか。何割くらいというか、大体のところですけども、設置されているのですか。

(小笠原 学校教育課長)

個人のロッカーというのは、自分が背負ってきたリュックをきちんと納めるロッカーのことですが、これはどの学校にもあります。

(大庭委員長)

そうすれば教室の後ろにある、つまり棚式のロッカーのことで、例えば鍵がかかるとか、そういうことではないのですね。

(小笠原 学校教育課長)

はい、そうです。

(大庭委員長)

わかりました。もし鍵つきロッカーを設置するとなると、今度は廊下などで消防法とかいろいろ問題が出てくるので、あるいはそのような学校もあるのかと思いながら質問しました。はい、了解しました。普通の棚式のものだということですね。はい、わかりました。

あとは質問ということではなくて、8ページです。8ページのところで小学校の英語教育についての質



問がありまして、そのところで教育長から丸の最後のような答弁ですね。県内では類を見ない18名の外国語指導助手を配置していて、効果的な活用を推進したいと。やはり私は実際に学校訪問で授業を参観しながら、その配置されている外国語指導助手の役割は大きいとっております。担任の先生とうまく連携しながら、しかも子どもたちともうまくコミュニケーションをとっている。そのようなことで、やはり外国語指導助手の活用というところを進めていただければ、1つの対策になるのではないかと感じておりました。

それから10ページ、11ページで教職員の研修体制、中核市に移行した後の研修体制ということで取り上げられておりました。これも10ページ、11ページの教育長答弁の最後の部分、最後の丸の部分です。やはり研修内容によっては市単独よりも、県と連携しながらのほうが効果的な研修ができるというものもあるかと思っております。そのようなところではこの答弁にもございますように、県教委と連絡をとりながら市単独でということにこだわることなく、研修内容に対応して連携をとった研修をうまくやっていただければいい。それによって研修を受ける先生方の負担も軽減されていくようなすり合わせみたいなものが必要になってくるのかと感じております。

最後1点。先ほどのスクールソーシャルワーカーのことで少し重なるのですが、中核市になった場合その補助の対象となる。そうすると、例えばその補助の対象を含んで体制を構築していきたいということです。そうすると八戸市単独のスクールソーシャルワーカーということでの配置なのですか。それともやはり県の三八教育事務所に配置されている方と複合したというのですか、そういう形での配置になっていくのでしょうか。

(齋藤 教育部次長)

委嘱というか、任命は市単独で配置していく。ただし先ほども言いましたとおりさまざまな方々が入ってきていますので、そことの連携ということで考えれば県で委嘱しているスクールソーシャルワーカーとの連携、こういったところもこれから十分考えていかなければならないと思います。今そういったところも検討、協議しているところではありますけれども、任命については市単独だということでご理解いただければと思います。

(大庭委員長)

わかりました。ありがとうございます。

ほかにありませんか。

それでは次に、「八戸市立西白山台小学校の校章について」事務局からの説明をお願いします。

### 【八戸市立西白山台小学校の校章について】

(小笠原 学校教育課長 資料に基づき説明)

(大庭委員長)

ただいまの報告につきまして、ご質問などがありましたらお願いします。

(武輪委員)

この校章を見せていただいたの感想を述べさせていただきたいと思います。今ご発言がありましたが、児童の思いも大切にしてくっていただいたということで、とてもうれしく思っております。現在あります白山台小学校の校章を確認したのですが、この校章から西白山台へのつながりのようなものを非常に感じまして、とてもいいと思いました。今の白山台小学校もグリーンを基調にしている、白山台小学校は五角形、今度できます西白山台小学校の校章は六角形をモチーフにしているというところで、五角形から六角形へというつながり。白山台小学校は8枚のイチイの葉がモチーフということなのですが、西白山台小学校は菊の花というところで植物というところでのつながりがある。今通っているこの白山台小学校に慣れ親しんだ校章から、西白山台へこれから通う子どもたちも全く違うイメージのものではなく、すぐ新しい校章に慣れ親しんでくれるのではないかという思いも感じましたので、とてもいい校章だと思っております。菊の花であったり、ダブルというところもいろいろな意味が重なっているというところで、非常に考えられた校章だと思いました。ありがとうございます。

(大庭委員長)

今までの比較などは全く頭の中にありませんでした。

今校章の紹介がありましたけれども、合わせて校歌の制定に関して現時点での取り組み、あるいは進行状況等をお知らせいただければと思います。

(齋藤 教育部次長)

校歌につきましては先般9月の頭でしたけれども、第3回の開校準備委員会でも確認されました。校歌につきましては新年度に改まって校長が配置になったところで、保護者、地域の皆様と協議しながら校歌を考えたい。そのお披露目の場面が多分落成式の日辺りになるのではないかと考えておりました。落成式の日になどは現在未定です。ただ学校は4月からさまざまイベントがあるわけです。例えば開校式、入学式、始業式、さまざまあるわけです。そういったところには仮称ではありますけれども、よろこびのうたというものを校歌に変えて子どもたちが歌っていく。このよろこびのうたというものは、実は今の現白山台小学校の子どもが作詞作曲した歌だそうです。私はまだ聞いたことはないのですが、それを少しみんなで練習しながら、いわゆる開校式辺りでお披露目をしていく。これはやがて校歌ができた際には、児童会の歌になっていく。そういうことで話を聞いていました。流れとしては子どもたちを主体にしながらやっていきたいと考えておりました。

なお現在の南郷小学校は開校時には既に校歌ができ上がっていました。この南郷小学校は3校が開校して統合した上での開校ということでしたので、若干経緯が異なるということで考えていただければと思います。以上です。

(大庭委員長)

はい、わかりました。ありがとうございました。

そのほか、事務局から報告案件はありますか。

(木村 教育指導課長)

先ほど、武輪委員から出ました「かがみ」について。先ほどの答えはやわらかいものとかたいものとバランスをとってという答えだったのですが、補足します。「かがみ」と平仮名で書いていますけれども、2つ意味があります。過去とか今の自分を読むことによって自分を映し出す「ミラー」としての「かがみ」。それからこれからの生きる上で手本、「モデル」としての「かがみ」、この2つがあります。そういった意味に照らし合わせてできるだけ読むほう、親の立場、または子どもが読んだ場合どちらにも。いつもそういきませんが、今回は親に、今回は子どもにといったような焦点を当てて、その2つの柱で編集していきたいと思っています。お願いします。

続きましてマイブック推進事業についての報告であります。今の時点では使用率しか出ていませんので、今日はその数値だけお知らせいたします。数値は昨年度の94.6パーセントから少し上がりまして、95.1パーセント。0.5ポイントの上昇になりました。数値的にはわずかですけども、学校を回ってみますと昨年度以上に各学校では利用を呼び掛ける子どもたちの手づくりのポスター、それから校長先生方の学校便り。中には全校朝会を活用して、校長先生自らがパワーポイントを使って、子どもたちに使い方呼び掛けている学校もありました。そして今使用が終わって、また学校を回って歩いていますと、これもまたいろんな教室に買った本を展示したり、にこやかな子どもたちの写真、下には感想、そして友達に勧める内容などというように、読んだ上にまた子どもたち同士で紹介し合うという、大変趣旨に合った、また趣旨を超えたものになっていると思いますので、数値的にはわずかではありますがありますが、ここまできての0.5は大きいと感じております。なお1枚も使えなかった子とか、学校、保護者、書店からのアンケートは今まだ集まってきているところですので、準備でき次第改めてご報告いたします。以上です。

(大庭委員長)

そのほか、事務局から報告案件はありますか。

[なし]

ないようですので、最後に委員の皆さんから何かありますか。

[なし]

## 閉 会

(大庭委員長)

それではこれもちまして平成28年9月の教育委員会定例会を閉会いたします。

(午後2時35分閉会)